

議案第34号 説明資料

幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例 (平成24年5月31日 条例第12号)</p> <p>(趣旨) 第1条 幕別町が実施する農業基盤整備事業（以下「事業」という。）に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金を賦課徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において事業とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項の土地改良事業に該当しない事業であって、次に掲げる事業をいう。 (1)及び(2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 第3条～第7条 略</p>	<p>○幕別町農業農村整備事業分担金徴収条例 (平成24年5月31日 条例第12号)</p> <p>(趣旨) 第1条 幕別町が実施する農業農村整備事業（以下「事業」という。）に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金を賦課徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において事業とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項の土地改良事業に該当しない事業であって、次に掲げる事業をいう。 (1)及び(2) 略 (3) 農業用施設の新設、廃止又は変更に係る事業 (4) 略 (5) 略 (6) 略 第3条～第7条 略</p>